

旅客営業規則 現改比較表 (2025年4月1日改正)

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2025年4月1日施行します。

2025年3月19日
えちごトキめき鉄道(株)

現行	改正
<p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第160条 旅客は、第161条又は第162条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表5に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)</p> <p>(3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。)</p> <p>(4) 死体</p> <p>(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れられたもの、又は第161条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第162条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。)</p> <p>(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの</p> <p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの</p> <p>(注) 別表第5号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置をすることとする。</p>	<p>(手回り品及び持込禁制品)</p> <p>第160条 旅客は、第161条又は第162条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表5に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(2) 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。)</p> <p>(3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。<u>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。</u>)</p> <p>(4) 死体</p> <p>(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れられたもの、又は第161条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第162条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。)</p> <p>(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの</p> <p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの</p>

現行	改正
<p>別表第5号 (別紙1参照)</p>	<p><u>第160条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。</u></p> <p><u>(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</u></p> <p>別表第5号 (別紙2参照)</p>